

薬生薬審発 0507 第 1 号  
薬生機審発 0507 第 1 号  
令和元年 5 月 7 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿  
各 地 方 厚 生 局 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

「フレキシブルディスク申請等の取扱い等について」の一部改正について

フレキシブルディスク等を利用した申請等の事務処理については、「フレキシブルディスク申請等の取扱い等について」(平成 26 年 10 月 27 日薬食審査発 1027 第 3 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知。以下「課長通知」という。)により示してきました。今般、課長通知の一部を別紙 1 のとおり改正しましたので、御了知の上、その円滑な運用を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しについて、別紙 2 の関係団体の長宛てに発出しますので、念のため申し添えます。



フレキシブルディスク申請等の取扱い等について (平成26年10月27日付け薬食審査発 1027 第3号) 新旧対照表

改正後	現行
<p>フレキシブルディスク申請等の取扱い等について</p> <p>(前文略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 承認番号について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 承認番号の読み替えは、承認した年、承認した都道府県のコード(厚生労働大臣の権限に係る承認の場合は00)、承認権者を示す番号、承認の種類(符号、当該年における承認の一連番号及びサブ番号との組合せとする。</p> <p>ア 承認した年(3桁)</p> <p>昭和を1、平成を2、令和を3とし、それに元号年の年数を組み合わせる。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 原薬等登録番号について</p> <p>(1) 原薬等登録番号は、登録した年、原薬等登録原簿へ登録されたことを示す符号、登録区分及び一連番号の組合せとする。</p> <p>ア 登録した年(3桁)</p> <p>平成を2、令和を3とし、それに元号年の年数を組み合わせる。</p>	<p>フレキシブルディスク申請等の取扱い等について</p> <p>(前文略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 承認番号について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 承認番号の読み替えは、承認した年、承認した都道府県のコード(厚生労働大臣の権限に係る承認の場合は00)、承認権者を示す番号、承認の種類(符号、当該年における承認の一連番号及びサブ番号との組合せとする。</p> <p>ア 承認した年(3桁)</p> <p>昭和を1、平成を2とし、それに元号年の年数を組み合わせる。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 原薬等登録番号について</p> <p>(1) 原薬等登録番号は、登録した年、原薬等登録原簿へ登録されたことを示す符号、登録区分及び一連番号の組合せとする。</p> <p>ア 登録した年(3桁)</p> <p>平成を2とし、それに元号年の年数を組み合わせる。</p>

イ～エ (略)  
14～24 (略)

イ～エ (略)  
14～24 (略)

業者コード登録票

業者コードの別	1申請者の業者コード	2製造所等の業者コード
製造所等所在都道府県 (外国製造申請にあつては国名)		
ふりがな		
申請者の名称		
住所又は所在地		
電話番号		
ふりがな		
製造所等の名称		
住所又は所在地		
電話番号		
提出年月日	令和	年 月 日
業務の種別	1 製造販売 2 製造 3 修理 4 外国製造 ① 医薬品 ② 医薬部外品 ③ 化粧品 ④ 医療機器 ⑤ 体外診断用医薬品 ⑥ 再生医療等製品	
備考		

\*【業者コード】

\*【付番年月日】

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称)

担当者(担当者名、連絡先電話番号及びFAX番号)

業者コード登録票

業者コードの別	1申請者の業者コード	2製造所等の業者コード
製造所等所在都道府県 (外国製造申請にあつては国名)		
ふりがな		
申請者の名称		
住所又は所在地		
電話番号		
ふりがな		
製造所等の名称		
住所又は所在地		
電話番号		
提出年月日	平成	年 月 日
業務の種別	1 製造販売 2 製造 3 修理 4 外国製造 ① 医薬品 ② 医薬部外品 ③ 化粧品 ④ 医療機器 ⑤ 体外診断用医薬品 ⑥ 再生医療等製品	
備考		

\*【業者コード】

\*【付番年月日】

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称)

担当者(担当者名、連絡先電話番号及びFAX番号)

医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
再生医療等製品  
変更 許可書  
区分 追加

氏名又は名称

平成 年 月 日 付けで申請のあった区分の変更を  
追加  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年  
法律第145号）第13条第6項  
第23条の22第6項 の規定により、申請のとおり許可する。

平成 年 月 日

地方厚生局長  
都道府県知事

医薬品  
医薬部外品  
化粧品  
再生医療等製品  
変更 許可書  
区分 追加

氏名又は名称

平成 年 月 日 付けで申請のあった区分の変更を  
追加  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年  
法律第145号）第13条第6項  
第23条の22第6項 の規定により、申請のとおり許可する。

令和 年 月 日

地方厚生局長  
都道府県知事

医薬品  
医薬部外品  
再生医療等製品  
変更  
追加  
区分  
認定書

Certificate of accreditation on category addition  
(drug / quasi-drug / regenerative, cellular therapy and gene therapy products)

氏名又は名称  
Name (Name of corporation)

平成 令和 年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た  
区 分 の 変 更 追 加 を 医 薬 品、 医 療 機 器 等 の 品 質、 有 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に  
関 する 法 律 ( 昭 和 35 年 法 律 第 145 号 ) 第 13 条 の 3 第 3 項 第 23 条 の 24 第 3 項  
第 13 条 第 6 項 第 23 条 の 22 第 6 項 の 規 定 に よ り、 申 請 の と お り 認 定 す る。

In accordance with the provision of Article 13, Paragraph 6 applied corresponding to  
Article 13-3, Paragraph 3 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of  
Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products,  
Gene Therapy Products, and Cosmetics (Act No. 145, 1960), the application for change  
in accreditation category of the foreign manufacturer dated is accredited  
as applied.

令和 年 月 日  
Year Month Day

厚生労働大臣

Minister of Health, Labour and Welfare

医薬品  
医薬部外品  
再生医療等製品  
変更  
追加  
区分  
認定書

Certificate of accreditation on category addition  
(drug / quasi-drug / regenerative, cellular therapy and gene therapy products)

氏名又は名称  
Name (Name of corporation)

平成 年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た  
区 分 の 変 更 追 加 を 医 薬 品、 医 療 機 器 等 の 品 質、 有 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に  
関 する 法 律 ( 昭 和 35 年 法 律 第 145 号 ) 第 13 条 の 3 第 3 項 第 23 条 の 24 第 3 項  
第 13 条 第 6 項 第 23 条 の 22 第 6 項 の 規 定 に よ り、 申 請 の と お り 認 定 す る。

In accordance with the provision of Article 13, Paragraph 6 applied corresponding to  
Article 13-3, Paragraph 3 of the Act on Securing Quality, Efficacy and Safety of  
Pharmaceuticals, Medical Devices, Regenerative and Cellular Therapy Products,  
Gene Therapy Products, and Cosmetics (Act No. 145, 1960), the application for change  
in accreditation category of the foreign manufacturer dated is accredited  
as applied.

平成 年 月 日  
Year Month Day

厚生労働大臣

Minister of Health, Labour and Welfare

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長  
日本製薬団体連合会会長  
日本化粧品工業連合会会長  
一般社団法人日本医療機器産業連合会会長  
一般社団法人日本臨床検査薬協会会長  
欧州製薬団体連合会委員長  
欧州ビジネス協会化粧品委員会委員長  
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長  
米国研究製薬工業協会在日執行委員会代表  
在日米国商工会議所化粧品委員会委員長  
米国医療機器・IVD工業会会長  
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長

